

全建総発第127号
平成27年3月16日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔公 印 省 略〕

「建設企業（団体）行動憲章」の送付について

「建設企業（団体）行動憲章」につきましては、平成6年に策定し、その後、平成19年11月に企業の社会的責任、CSRの視点と関係法令の遵守徹底を盛り込むなどの改定を行い、適正な事業活動の推進に努めてまいりました。

近年、公益法人制度改革により、本会並びに各協会が一般社団法人に移行するとともに、暴力団排除条例の全国施行、さらに昨年の品確法をはじめとするいわゆる「担い手3法」が改正されたこと等を踏まえ、このたび三度目となる改定を行いました。

つきましては、国民・社会からの信頼に応え、法令遵守はもとより、建設企業としての社会的責任を果たし、適正な事業活動の推進に取り組まれるよう、貴会会員企業に配布いただき、周知・徹底方よろしくお願い申し上げます。

以 上